

第2章 政府・自治体

政府のアクションプランへの取り組み

高度情報社会推進に向けた「アクションプラン」が策定されてから1年が過ぎた。4つの当面の目標に関する25項目と、その他の課題6項目から成る計画だが、いくつかの課題について具体的な計画が固まってきた段階にある。

法制化に向けて進む個人情報保護

なかでも最も早く進んでいるのは、個人情報保護の法制化作業である。昨年、住民基本台帳法の改正に際して、一般的な個人情報の保護制度を3年以内に法制化することが与党合意として確認され、高度情報通信社会推進本部個人情報保護検討部会において検討が進められてきた。1999年11月に同部会から出された中間報告「我が国における個人情報保護システムの在り方について」が法制化に向けての基本的な枠組みを示し、法制化のための具体的な検討作業が、法律の専門家によって構成される個人情報保護法制化専門委員会によって行われている。

中間報告では、個人情報保護基本法と個別法の二本立ての法制化が提言されている。官民の双方をカバーする基本法は、基本原則を確立するものとして位置付けられ、罰則などは盛り込まない。それに対して、医療情報や信用情報など特にセンシティブな情報については、個別法を作って救済制度や罰則などそれぞれの領域の特性に応じた制度を整備する。個別法が制定されない領域では、基本法の精神に則ったガイドラインなどを整備し、自主規制を行う。

2000年夏前には、法制化専門委員会が基本法の中間公表案を示し、パブリックコメントを求める運びとなる見込みである。

従来民間部門の個人情報保護については明確な法的枠組みが存在せず、大手企業などでも一部の従業員による漏洩事件などが目立っていた。情報化がもたらす

電子政府化に対応するバーチャルエージェンシー 産官学共同の動きを推進するミレニアムプロジェクト

利便を安心して使えるよう、一刻も早い法制度の整備を望みたい。

ようやく緒についた電子政府化

アクションプランに関して具体的に進みつつある活動のうち1つの領域は、バーチャルエージェンシー（首相官邸に直屬して複数省庁間にまたがる課題を検討するプロジェクトチーム）の最終報告を受けた4プロジェクトである。自動車保有関係手続きのワンストップサービス、政府調達（公共事業を除く）手続きの電子化、行政事務のペーパーレス化および教育の情報化のそれぞれについて、今後3～5年の間に実現すべく平成12年度から具体化のための作業に着手することとなっている。その多くは後述の「ミレニアムプロジェクト」の中に盛り込まれた。

これまで中央官庁のインターネット利用は、電子メールを使った業務連絡、WWWを使った広報やパブリックコメントの募集などが中心で、申請・申込みなどの提出その他の行政窓口としてインターネットを使うことはほとんどなされてこなかった。許認可申請など手続きの電子化によって負担を軽減しようというかけ声は大きいのだが、いざ実行となると、提出された電子データの原本性の確保、本人であることの認証、手数料などの決済など難問が山積しており、これまでに電子申請などが実現されているのは、対象者が限定されたごく少数の事務に限られている。

バーチャルエージェンシーの1つで検討された自動車保有関係の手続きは、不特定多数の人が、複数の省庁にまたがって手続きをしなければならないものなので、これが電子化できるようになれば、他の多くの手続きも電子化できるのである。

ミレニアムプロジェクトと外部チェック

政府によるインターネット利用を推進する動きが、もう1つ登場している。新しい千年紀の到来を機に、情報化、高齢化、環境対応の3つの領域において技術革新を中心とした産官学共同プロジェクトを推進しようとする「ミレニアムプロジェクト」である。

そのなかで、電子化に関連するものとしては、全国の公立小中高を高速でインターネットに接続して教育に活用できる体制を整える教育の情報化、認証基盤などを構築して申請・届出などを電子化する電子政府化、超高速のインターネット環境を整備する「IT21（情報通信技術21世紀計画）」が含まれている。

このプロジェクトは、部門ごとの「評価・助言会議」によって随時チェックを受ける体制がとられている。政府部内での推進体制しかもたなかったこれまでのアクションプランの体制から一歩前に出た点を評価したい。昨今の一連の警察不祥事のなかで、本来外部的なチェック機関であるべき公安委員会が、その役割を果たしていないという実態が明らかになった。この評価・助言会議による推進体制がその轍を踏まないことを願いたい。

また、昨年成立した通信傍受法や住民基本台帳法の改正による住民番号の付与などの実施を控え、政府部門の情報処理をチェックする機能の必要性が、これまでに高まっている。政府の情報化政策全体に対して、「牙をもった」第三者的なチェック機関が今こそ必要なのではないだろうか。

（廣瀬克哉 法政大学法学部教授）

<http://www.kantei.go.jp/jp/it/actionplan/actionplan.html>

Jump02 <http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/99119tyukan.html>



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp